

毎日のお仕事お疲れ様です。

税金は、納税者自身が自主的に期限内に納付をする「納期内納付」が原則です。市民の皆様の生活を支える大切な市税等を有効に活用できるよう、納期内の自主納付にご理解とご協力をお願いします。納期限を過ぎても納付していただけない方には、納期内納税者との公平性を保つために、法律に基づいた滞納処分をしています。

今月の上旬には令和4年度国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税通知書を発送しました。納期内の納付が出来ない事情がある方は、速やかに税務課収納整理係までご連絡下さい。

8月は「鹿児島県 県下一斉国保税滞納整理強化月間」です

国保税は国保制度を支える貴重な財源です。西之表市を含む県内すべての市町村で、平成30年度から、8月と12月を「鹿児島県県下一斉国保税滞納整理強化月間」と定め、納税意識を高める取組を実施します。

●取組の内容について

- (1) 電話や文書等による催促、納税相談など
- (2) 財産調査等の滞納整理に関する取組
- (3) 広報活動の強化

●国保税の軽減について

国保加入者の前年中の所得が一定基準以下の世帯の場合、国保税が軽減されます。未申告の場合、所得の判定ができないため法定軽減が適用されません。未申告の方は、必ず申告を済ませましょう。

また、災害により甚大な被害を受けた場合や、廃業または休業等により、前年より大幅に所得の減少が見込まれる場合、納期限が未到来のものについて、被害の程度や所得に応じて減額または免除されます。ただし、定年退職・自己都合退職の場合は、減免の対象外となります。

●国保の加入・脱退について

国保への加入・脱退の手続きは、原則として本人が市健康保険課で手続きする必要があります(事業所などから連絡を受けて自動的にされるものではありません)。手続きがない場合、職場の健康保険と国保の二重加入により両方の保険料を支払っている場合もあります。

職場の健康保険に加入した時や脱退した時は、14日以内に手続きを行ってください。

●納付に便利な口座振替について

納期限に指定の預貯金口座から自動的に振替できます。納付忘れや納付のために出かける手間を省くことができますので、ぜひご活用ください。口座振替をご希望の方は、利用される金融機関でお手続きください。

●滞納すると…

国保税が滞納になっており再三の催告にも応じていただけない場合は、国保税の負担の公平性を確保する観点から、財産の差押などの滞納処分を行う場合があります。また、特別な理由がなく滞納が続くと、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証や、医療機関での受診の際に一時的に窓口で全額自己負担(10割負担)していただく被保険者資格証明書が交付され、自己負担の軽減が受けられない場合があります。

滞納処分について

○滞納処分とは

税金にはそれぞれの納期の期限が定められており、その期限を超過しても完納とならない場合、督促状を発送しなければなりません。

滞納処分とは、督促状を発送した日から起算して、10日を超過しても税金を完納しない場合、納期内納税者との公平性を保つために、国税徴収法第47条に基づいて行います。主に預貯金や生命保険、給与、動産や不動産等を差押えて、これを換価し、滞納税額に充当する一連の強制処分です。

今回は滞納処分の一つである、自動車のタイヤロックについて記載します。

自動車のタイヤロックについて

○タイヤロックの意義

タイヤロックは、自動車のタイヤに取り付ける金属器具のこと(右写真)で、国税徴収法第71条第5項に基づき保管命令の一環として保管命令と同時に自動車の運行をさせないための「適当な措置」として使用します。

タイヤロックは、差押を行った自動車について、引渡命令を行い、徴税吏員が自動車を占有した後に行うことになります。保管命令を行う場合は、運転する人が見やすい場所、サイドミラーに「公示書」を取り付けることになります。



軽自動車（種別割）に係る各種手続き方法について

軽自動車税(種別割)は、廃車手続きを行わない限り課税されますので、乗っていない、または今後乗る予定のない軽自動車等については、早急に廃車手続きを行ってください。単に「乗っていない」「解体した」という状況では課税され続けます。

●125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車(届出先:西之表市役所)

新規登録、廃車、名義変更、車体変更については西之表市役所税務課で手続きが可能です。

申請書は市役所税務課に備え付けてあります。申請手数料は無料です。申請には身分証明書(廃車はナンバープレ一の返納)が必要です。

●126cc以上の二輪車、四輪乗用車、貨物車(届出先:お近くの軽自動車協会等)

新規登録、廃車、名義変更等の手続きは、西之表市役所では行えませんが、お近くの軽自動車協会等にて行ってください。行政書士や自動車整備会社等に手続きを依頼することも可能です。

◆令和3年度滞納処分の状況

財産の種類		預貯金(定期含む)	給与	生命保険	その他	合計
差押	件数	1,067件	251件	40件	212件	1,570件
	金額	7,395,005円	2,050,226円	122,630円	1,272,932円	10,840,793円

(上の表は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの換価済分)

市役所では個別の事情は分かりません。納税相談は随時お受けしますので、納められない場合は **①早めの相談 ②納付計画の提示** をお願いします。

お問い合わせ先:税務課収納整理係(Tel22-1111 内231、232) 気軽にお問い合わせください。

